
平成31年大和町議会2月随時会議会議録

平成31年2月4日（月曜日）

応招議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	13番	欠員
5番	槻田雅之君	14番	高平聡雄君
6番	門間浩宇君	15番	堀籠日出子君
7番	渡辺良雄君	16番	大須賀啓君
8番	千坂裕春君	17番	中川久男君
9番	浅野俊彦君	18番	馬場久雄君

出席議員（17名）

1番	千坂博行君	10番	今野善行君
2番	今野信一君	11番	藤巻博史君
3番	犬飼克子君	12番	平渡高志君
4番	馬場良勝君	14番	高平聡雄君
5番	槻田雅之君	15番	堀籠日出子君
6番	門間浩宇君	16番	大須賀啓君
7番	渡辺良雄君	17番	中川久男君
8番	千坂裕春君	18番	馬場久雄君
9番	浅野俊彦君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	文 屋 隆 義 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	都市建設課長	蜂 谷 俊 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	上下水道課長	熊 谷 実 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	三 浦 伸 博 君
まちづくり 政 策 課 長	千 葉 正 義 君	教育総務課長	小 川 晃 君
財 政 課 長	千 坂 俊 範 君	生涯学習課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	蜂 谷 祐 士 君
町民生活課長	村 田 良 昭 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	遠 藤 秀 一 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 塚 弘 志 君
保健福祉課長	櫻 井 修 一 君	公 民 館 長	阿 部 昭 子 君

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 義 則	主 事	渡 邊 直 人
次 長	野 田 美 沙 子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

開会前

議長（馬場久雄君）

皆さん、おはようございます。

先日の1月29日の黒高生との懇談会、大変ご苦労さまでございました。今後の議会活動に大いに役立てていきたいと思っておりますので、今後よろしくお願いいたします。

午前10時01分 開 会

議長（馬場久雄君）

それでは、ただいまから平成31年大和町議会2月随時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（馬場久雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番門間浩宇君、及び7番渡辺良雄君を指名します。

日程第2「議会期間の決定について」

議長（馬場久雄君）

日程第2、議会期間の決定についてを議題にします。

お諮りします。

随時会議の議会期間は、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、議会期間は本日1日のみに決定しました。

日程第3「議案第5号 平成30年度大和町一般会計補正予算」

議長（馬場久雄君）

日程第3、議案第5号 平成30年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

あわせて、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書（第8号）につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第5号 平成30年度大和町一般会計補正予算（第8号）でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ9,474万5,000円を追加いたしまして、予算総額を118億9,478万7,000円といたすものでございます。予算補正の款項の区分につきましては、2ページの第1表によるものでございますが、詳細は事項別明細書でご説明をさせていただきます。

第2条でございます。債務負担行為の補正は追加でありまして、3ページの第2表によるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正の追加でございます。記載いたしました6件の事項につきまして設定をお願いするものでございますが、4月1日から業務等を開始するもの及び納入時期の関係から履行期間を考慮し、年度開始前に発注行為等を行おうとするものでございます。期間につきましては、6つの事項とも平成30年度から平成31年度まででございます。それぞれ限度額は記載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書3ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款町税1項町民税2目法人につきましては、収入済額のうち歳出との見合いによりまして1節現年課税分7,374万5,000円を追加するものでございます。

18款寄附金1項4目ふるさと寄附金につきましては、10月から12月の寄附額が昨年を上回る状況となりましたことから、2,100万円を追加し、補正前の額と合わせて4,600万円を見込むものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出でございます。

2款1項3目財政管理費につきましては、ふるさと寄附の寄附者の増加に伴い、追加補正をお願いするものでございます。8節報償費は、寄附者への返礼品の調達経費でございます。12節役務費は、返礼品の配送料、ポータルサイト利用料、クレジットカード決済手数料でございます。25節積立金は、寄附額から返礼品等の経費を差し引きました残額をふるさと応援基金に積み立てをするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

続きまして、7款2項1目道路維持費13節委託料、除雪費になります。除雪費につきましては、当初予算において4月以降の除雪費として308万円を、9月補正で過去5カ年平均額を合わせました総額1億314万4,000円をもって作業を行っているところでありますが、本年度12月、1月の実績及び今後の2月、3月の過去5カ年平均稼働時間及び融雪剤散布量から試算しますと、合計で1億7,314万4,000円ほどとなるもので、現予算総額が1億314万4,000円であり、不足します7,000万円を今回お願いするものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第5号 平成30年度大和町一般会計補正予算の説明を終了します。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第6号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正
予算」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第4、議案第6号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

保健福祉課長櫻井修一君。

保健福祉課長（櫻井修一君）

それでは、続きまして議案書4ページをお願いいたします。

あわせて、別冊の事項別明細書につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第6号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

平成30年度大和町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）につきましては、次の定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして、債務負担行為の追加でございまして、5ページの第1表によるものでございます。

第1表、債務負担行為補正の追加でございしますが、1件の事項につきましてご承認をお願いするものでございます。債務負担行為の追加をお願いいたします事項につきましては、公用自動車購入事業でございまして、平成30年度に発注行為を行うものでございます。期間につきましては、平成30年度から平成31年度まで、限度額につきましては225万円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第6号 平成30年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算の説明を終了します。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第7号 平成30年度道路舗装工事（町道前河原熊谷線）請負契約について」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第5、議案第7号 平成30年度道路舗装工事（町道前河原熊谷線）請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

都市建設課長蜂谷俊一君。

都市建設課長（蜂谷俊一君）

では、議案書6ページをお開き願います。

あわせて、議案説明資料第7号関係もご準備願います。

議案第7号 平成30年度道路舗装工事（町道前河原熊谷線）請負契約についてでございます。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

1、契約の目的につきましては、平成30年度道路舗装工事（町道前河原熊谷線）でございます。

2、契約の方法につきましては、一般競争入札による請負契約でございます。

3、契約の金額につきましては、4,640万7,600円、うち消費税については343万7,600円となるものでございます。

4、契約の相手方であります。大崎市古川小野字馬場25番地の1、我妻建設株式会社でございます。

別紙議案説明資料により説明させていただきます。

町道前河原熊谷線につきましては、起点を県道大衡仙台線から富谷市道と結ぶ杜の

丘団地内を通ります幹線道路で、交通量の多い路線であります。路面のわだち掘れやクラック等が多数発生し、通行等に支障を来していることなどから、総延長1イコール855メートルを防衛省補助事業として平成28年度に実施設計を、工事につきましては富谷市境から平成29年度において延長115メートルを実施したもので、今回の工事についてはその続きを行うものでございます。

資料の1ページをお願いします。

初めに、入札の状況についてであります。

1の入札参加資格につきましては、(1)地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。(2)平成29・30年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記事項全てに該当する者で、①宮城県内の地方自治体からの指名停止処分を受け、入札公告期間中に指名停止を受けていないことを含みまず、記載の5項目を条件として行ったものでございます。

2、入札の方法についてであります。(1)ダイレクト型一般競争入札。(2)入札書は、郵便物による郵送、直接持参のいずれかの方法で指定の期日まで届くようにすること。指定の期日に間に合わなかった者は失格とする。(3)としまして、この入札による参加資格申請者で有資格と判定された者の数が1者の場合でも入札を執行することとし、行ったものであります。

3の入札参加者については、記載の4者でありました。

4、入札の結果であります。(1)平成31年1月28日に執行されました入札において、表に記載のとおり応札しました最低価格者の金額が、表の予定価格下段にあります低入札調査基準価格を下回ったため、落札保留となったものであります。

2ページをお願いします。

(2)としまして、この結果を受けまして、1月30日に応札者から積算内容等について事情聴取を行い、1月31日に低入札価格調査委員会を開催し、契約どおりの履行が可能かどうかの審査を行いました。低入札価格の事情聴取においては、低入札価格失格基準第3条第1項第1号から第12号に該当しないことを確認し、低入札価格調査については、①積算内容から⑨その他の記載について積算内容の精査及びその他基準に照らし合わせ審査した結果、契約どおりの履行が可能と判断し、最低価格応札者を落札者と決定し、平成31年2月1日に仮契約を締結したものであります。

契約の内容であります。請負代金額4,640万7,600円であり、消費税を除いた金額については4,297万円であります。契約相手方は大崎市古川小野字馬場25番地の1、我妻建設株式会社であります。

次に、事業概要であります。1の施工場所については、大和町杜の丘地内。2の完成期日は、平成31年3月29日を予定しております。3の工事概要としましては、施工延長Lイコール350メートル、幅員Wイコール6.0メートル、土工一式、表層（再生密粒度As20F、tイコール5センチ）、Aイコール3,130平方メートル。以下、記載の工種を行うものであります。

3ページをお願いします。本工事の位置図となっております。団地内を東西に走る路線であります。

続いて4ページをお願いします。町道前河原熊谷線事業区間の全体平面図であります。図面の左側、県道大衡仙台線交差点部を起点、右側の富谷市市道熊谷前河原線交差点を終点とする路線で、団地内中心部富谷市側から着色までの区間延長115メートルを平成29年度に実施したもので、その続きの赤く着色しておりますところが今回施工する箇所、延長350メートルとなるものであります。

図面の下段中央部に標準断面図がございます。最下段部分の土の部分にセメント改良し、舗装を行うこととなるものであります。また、現在交差点部分については、インターロッキング施工の場所がございますが、同じように施工しますとどうしても将来段差が生じますので、今回交差点を含む全てをアスファルト舗装とするものであります。

よろしくお願い申し上げます。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第7号 平成30年度道路舗装工事（町道前河原熊谷線）請負契約についての説明を終了します。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第8号 町有財産の処分について」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第6、議案第8号 町有財産の処分についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

財政課長千坂俊範君。

財政課長（千坂俊範君）

それでは、議案書の7ページをお願いします。

あわせて、別冊の議案第8号・議案第9号関係の説明資料もご準備をお願いいたします。

議案第8号 町有財産の処分について。

下記の町有財産を、宮城県土地開発公社に売却することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号並びに大和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

1といたしまして、処分の理由でございます。大和町リサーチパーク北（岩倉地区）造成工事事業用地として処分するものでございます。

2、処分する財産でございます。土地と立木がございまして、土地につきましては、大和町小野字岩倉53番48、地目は山林でございまして、面積が1万4,998.02平方メートル。なお、この面積は実測によるものでございます。立木につきましては同じ場所でございます。種類が天然性広葉樹でございます。数量につきましては、1,670本となっております。

3、売却予定価額でございます。土地につきましては、4,199万4,456円、立木につきましては61万3,739円でございます。

4、契約の相手方でございます。仙台市青葉区上杉1丁目2番3号、宮城県土地開発公社でございます。

別冊の資料をお願いしたいと思います。別冊の1ページをお願いいたします。

処分の理由につきましては、先ほども申し上げたところでございますけれども、仙塩広域都市計画の見直しに係ります市街化区域編入要望地区でございます岩倉地区につきまして、大和町リサーチパーク北（岩倉地区）造成工事の事業主体となる宮城県土地開発公社から町有財産譲渡の依頼を受けておりましたところ、今般協議が整ったの

で処分を行おうとするものでございます。

財産の所在につきましては、先ほど議案でご説明申し上げましたとおりでございます。

3ページをお願いいたしたいと思います。

財産の位置図でございます。図面の中央に着色をいたしてございますが、赤い色の部分が町有財産となっております。図面上では県道大衡仙台線に一部隣接する形となっております。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、公図の縮小版となっております。こちらも同様に赤い色で着色してある部分が町の財産となっております。この図面の赤の点線で示した区域が、今回予定されております事業区域の表示となるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（馬場久雄君）

以上で、議案第8号 町有財産の処分についての説明を終了します。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第9号 宮床財産区有財産の処分について」

議長（馬場久雄君）

次に、日程第7、議案第9号 宮床財産区有財産の処分についてを議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。

財政課長千坂俊範君。

財政課長 （千坂俊範君）

それでは引き続き、議案第9号でございます。資料につきましては先ほどの資料をごらんいただきたいと思ひます。

議案第9号 宮床財産区有財産の処分についてでございます。

下記の宮床財産区有財産を宮城県土地開発公社に売却することにつきまして、地方自治法第96条第1項第8号並びに大和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

処分の事由でございます。大和リサーチパーク北（岩倉地区）造成工事事業用地といたしまして処分するものでございます。

2、処分する財産でございます。こちら土地と立木がございまして、土地につきましては、所在地が大和町小野字岩倉53番1、地目が山林でございます。面積につきましては14万4,811.46平方メートルでございます。実測によるものでございます。立木につきましては、所在地は同じでございます。種類につきましては天然性広葉樹でございます。数量が1万9,627本でございます。

3、売却予定価額でございます。土地につきましては4億512万6,982円でございます。立木は685万9,646円でございます。

4、契約の相手方でございます。仙台市青葉区上杉1丁目2番3号、宮城県土地開発公社でございます。

続きまして、説明資料をごらんいただきたいと思ひます。ページは2ページをお願いいたします。

処分の理由につきましては、先ほど町有財産でご説明申し上げましたとおりでございます。

2、財産の所在でございます。所在地面積につきましては、議案の説明で申し上げましたとおりでございますが、このうち、地役権の設定が1,540.65平方メートルにつきまして設定がなされております。

4ページの図面をごらんいただきたいと思ひます。

緑色で着色をいたしましたところが宮床財産区の財産でございます。この緑色の一番右下のところをごらんいただきたいと思ひます。このところに真四角で表示されているのが鉄塔敷となっております。この鉄塔敷の周りを点線で結んでいる部分につきまして、地役権が設定されている部分となっております。

それでは、2ページにお戻りをいただきたいと思います。

立木につきましては、先ほど議案の説明のとおりでございます。

3の土地の単価等でございます。1平米当たり2,800円でございます、地役権設定値が2,576円と8%ほど減価した価格となっております。こちらの単価につきましては、宮城県土地開発公社が行いました不動産鑑定評価による価格を採用いたしてございます。

買収価格につきましてはの内訳となりますが、地役権なしの部分が4億115万8,268円、地役権ありの部分が396万8,714円でございます。土地の合計といたしまして4億512万6,982円でございます。立木につきましては685万9,646円でございます。

契約の相手方は先ほどご説明のとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (馬場久雄君)

以上で、議案第9号 宮床財産区有財産の処分についての説明を終了します。

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

12番平渡高志君。

1 2 番 (平渡高志君)

町有財産の処分について、反対するものではございません。しかし、今般4億1,000万円近い宮床財産区の売却になりますが、前も財産区は4億、5億近い金が財産区に残っておるようでありましたが、今回売ると8億から9億の資産になると思います。

大和町が合併してから六十三、四年になりますが、この合併した当時、吉田、落合、宮床は山があるということで財産区として残した。その経緯は、やはり先人が植えた木を、やはりそれを売却した金でこの地域振興のために使うというような趣旨を私は聞いております。それで、吉田地区なんかは結構杉なんかを切った金を随分学校の施設、公共用地に使ったと聞いております。今般宮床に9億ぐらい入るということで、やはり宮床地区の公共施設をつくる場合、今般南部コミュセンも7億もかけて一般会計のほうから出しておるような会計。財産区の金は全然公共用地に、私はここ数年使っていないのではないかなと思いますね。小学校の改修、中学校の改修、またいろんなコミュセン等々ね。やはり私はもう少し、このくらいの金があるのであれば、やはり前に戻って立ち返って、地区のために使うのには私はいいいと思います。何も宮床の

ものを吉岡なり鶴巢に使ってくれとは言いません。ただ、宮床地区のそういうものにやっぱり先人の、当時は土地を売ることは全然予想はしていなかったと思います。ですから、少ない金額でそれを配分して、吉田地区なんかは今財産区だから金がないというような、木が売れないというような状況でね、昔は木を売って相当の金が入っていたという状況です。ただ、時代が過ぎてきて土地だけが高くなってきて、便利なところは売れてきていると。やっぱりそういう状況で、もう少し宮床地区の公共ものをつくるのに、この財産区からやっぱり支出していただくことも私は大事ではないかなと思うんですけれども、町長、その点を。もう少し財産区のあり方ね。合併した当時のことを立ち返って、やっぱり考えてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 （馬場久雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ただいま平渡議員さんのご質問でございますが、財産区のあり方ということだと思っております。それぞれの財産区の役割をこれまでしっかり果たしてもらっておりますし、今も管理委員会、管理会のほうでしっかり管理をしてもらっている状況にございます。

土地の売買ということにつきましては、本来はおっしゃるとおり、木といたしますか、そういったものの処分等々で処分あるいは管理ということだったと思いますが、土地の売買ということにつきましては特殊なケースにはなるんだと思っております。しょっちゅうあるわけでもないわけでございますけれども、そういった中で地域の方々のいろんな環境のためにということでご指摘ありました。これまでも財産区、お話しのとおり吉田あるいは落合、鶴巢、宮床、それぞれにそういった協力もしてもらっている部分もありますので、今後も管理委員会の方々等々にそういったご相談をさせていただきながら、有効な活用あるいは地域振興のためのご協力といたしますかそういったものは一緒に考えていただきたいと思っておりますので、管理委員会の方々あるいは地域の方々ですね、そういった方々といろいろ話し合いをしながら、地域の環境改善に有効に活用できるように、いろいろ相談してまいりたいと思っております。

議 長 （馬場久雄君）

12番平渡高志君。

1 2 番 (平渡高志君)

鶴巣から言いますと、やはり面積が少なかったものですから各地区で処分した経緯もあります。でも、私のところは1反5,000円ぐらいしか払い下げになっていなかったんですけれども、もう63年間固定資産税は払っております、鶴巣地区の場合はね。吉岡地区の場合はある程度固定資産が高いというので、そこの収益が上がったのを、結局今まで収益のない公共物、特に割り振りしていたんですよね。鶴巣でも二十数町歩ぐらい持ってきたのを、今から七、八年ぐらい前ですかね、1億で売れたときは、町に全部1億が入って、鶴巣には1銭も入らなかった経緯もございます。ですから、そういうことがいろいろあって、私も財産区のことをちょっと勉強したときに鶴巣は現金であのとき150万円持っていき、ほかは山あたり持ってきたというので持ってきていない。調べると、30年、分かると思いますけれども。やっぱりそういう経緯でもフラットになった状態で合併している。ただ、やっぱり地区でそういうふうに財産をやるのであれば、いろんな公共のものにも全部、ここ数年見ていると、全部一般会計から出ていますよね。ですから、やっぱりそういう金があるなら、母屋でおかゆをすすって離れですき焼きを食べているという、国で前特集、団体等々があったんですけれども、それも今はなくなっておりますから、やはりそういうことも踏まえて、町でしっかり前に立ち返って、財産区のあり方を考えていただければと思います。

以上です。

議 長 (馬場久雄君)

答弁は要りますか。(「はい」の声あり)町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

繰り返しになりますけれども、地域の方々とそういったことについては、財産区も含めていろいろご相談させていただきながら環境整備に努めてまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成31年大和町議会2月随時会議を散会とし、休会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前10時41分 閉 会